

公立大学法人青森公立大学（以下「本学」という。）では、公立大学法人青森公立大学における公的研究費の取扱いに関する規程第6条第3項の規定に基づき、「コンプライアンス教育及び啓発活動に関する具体的な計画（以下「実施計画」という。）」を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

公立大学法人青森公立大学公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
1 対象	公的研究費の運営及び管理に関わる構成員（別紙参照）	全ての構成員
2 目的	自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
3 実施内容、実施方法、頻度	(1) 「公的研究費ハンドブック」による教育の実施（採用時） (2) FD研修会等による教育の実施（毎年度、できるだけ早い時期に1回以上）	【本学の教職員向け】 (1) メーリングリスト等による啓発活動の実施（年3回以上） (2) 既存の会議等における啓発資料の配布（年1回以上） (3) ポスター等の掲示による啓発活動の実施（随時）
		【本学の教職員以外の者向け】 (1) 謝金、旅費等、本人が支給を受ける経費に関する基本的なルールと不正事例の周知 (2) 不明点やルールに反した行為（虚偽の報告を指示された、受給後に研究者への還元を求められた、等）に関する相談窓口の周知

公的研究費の運営及び管理に関わる構成員

区分	構成員	左欄の構成員のうち、 コンプライアンス教育の対象者
本学の教職員 (非常勤職員を含む。)	【教育研究を担う職員】 教員、特任教授、特別教授、 研究員、学芸員	教育研究活動を行う左欄の全職員
	【事務を担う職員】 事務職員、嘱託職員、臨時職員	(1) 公的研究費に関する使用の意思決定を 行う職員 (2) 公的研究費に関する物品等の購入※1、 旅費・謝金の支給に関する業務※2を行う 職員
本学の教職員 以外の者	学生アルバイト等	(1) 公的研究費に関する使用の意思決定を 行う者 (2) 公的研究費に関する物品等の購入※1、 旅費・謝金の支給に関する業務※2を行う 者

※1 物品等の購入に関する業務とは、契約の相手方の決定、給付の完了確認及び支払手続を行うための業務をいう。

※2 旅費・謝金の支給に関する業務とは、旅行の申請、旅行の完了確認、謝金の申請及び講演等実施確認を行うための業務をいう。